|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （様式第６５号）（第１７条） |  |  |  |
| 個人の事務所、事業所又は家屋敷に係る町民税申告書 |
| 　 | 　 | 　 |  年 月 日　 |
| 　南 木 曽 町 長　 　殿 |  |  | 　 |
| 　 | 申告者　　 住　所 |  |
| 　 |  |  |
|  |  氏　名 |  | 　　　印 |
| 　 | （ | 　 |
|  | 個人番号 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 |
|  |  | （個人番号カードまたは通知カードの写しの添付をお願いします。） |
| 　 |  ℡ |  |
| 　 |  |  | 　 |
|  町税条例第３６条の２第７項の規定により申告します。 | 　 |
| 事　務　所　等　の　区　分 | １．事務所 　　　　　　２．事業所　　 　　　　３．家屋敷  |
| （該当する区分を○で囲む） |
| 所　　　在　　　地 | 　所在地　　　　長野県木曽郡南木曽町　 |
| 事　務　所　等　の　名　称 | 　名　　称 |  |
| 納 税 管 理 人 | 　住　　所 |  |
| 　氏　　名 |  |
| 備　　　　　　　　考 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| １． | この申告書は　　　　年１月１日現在、町内に事務所及び事業所、家屋敷を持っておられる個人の方で、町内に住所を有しておられない場合、地方税法第３１７条の２第６項及び町税条例第３６条の２第７項の規定により３月１５日までに提出していただくことになります。 |  |
| 　 |  |  | 　 |
| ２． | 「事務所及び事業所」というのは、医師､弁護士、税理士、諸芸師匠などが住宅以外に設ける診療所、法律事務所､教授所などをいいます。また、事業主が住宅以外に設ける飲食店や店舗なども該当します。 |  |
| 　 |  |  | 　 |
| ３． | 「家屋敷」というのは、自己又は家族の居住の用にするためにご自分の住所地以外の場所に設けた住宅をいい、それは常に住める状態にあればよく、現に住んでいるかどうかあるいはご自分の所有であるかどうかは問いません。例えば、別荘、別宅、マンション、アパート等がこれに該当しますが、自己所有のものであっても他人に貸し付けている住宅は該当いたしません。 |  |
|  |  |  | 　 |
| ４． | 新たにこの申告書を提出しなければならない方は、地方税法第３００条及び町税条例第２５条の規定により「納税管理人」を定めなければならないこととされていますので第６１条様式による申告書も併せて提出してください。 |  |
| 　 |  |  | 　 |
| ５． | この申告書を提出しなければならない方は、該当年度の町民税及び県民税の均等割額のみが課税されることとなります。 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 |